令和4年8月22日 京都市文化市民局 (担当くらし安全推進部) 消費生活総合センター 電話 075-366-2250)

京都市消費生活審議会 令和4年度第1回消費者苦情処理部会の開催について

京都市では、京都市消費生活条例の施行に関する重要事項のうち、消費者被害の防止に向けた取引行為に関する制度について調査及び審議するため、京都市消費生活審議会(以下「審議会」という。)の下に、消費者苦情処理部会(以下「部会」という。)を設置しています。

この度、京都市消費生活条例及び同施行規則の見直しに当たって、同条例第43条の規定に基づき、審議会の意見を聴取するため、下記のとおり部会を開催しますので、お知らせします。

記

- **1 日時** 令和4年8月26日(金) 午後2時~午後4時30分(予定)
- 2 場所 京都市男女共同参画センターウィングス京都 2 階 セミナー室 B 京都市中京区東洞院通六角下る御射山町 2 6 2 番地 電話 0 7 5 2 1 2 7 4 9 0
- 3 内容(予定)
 - (1) 今後のスケジュールについて
 - (2) 京都市消費生活条例及び同施行規則の見直しに当たっての意見聴取

4 委員

別紙のとおり

5 会議の傍聴

- (1) 会議は公開です。傍聴については、先着5名とします。
- (2) 受付は、当日、会場にて午後1時35分から午後1時50分まで行いますが、 定員になり次第、受付を終了しますので、あらかじめ御了承願います。
- (3) 傍聴にお越しの際は、公共交通機関を御利用ください(駐車場、駐輪場はありません。)。
- (4) 記者席は別途設けます。

新型コロナウイルス感染症対策として、マスクを着用するなど咳エチケット等を心掛けていただくとともに、当日の体調に御配慮いただき、咳や発熱などの症状がある方は傍聴を御遠慮いただきますようお願いいたします。

6 問合せ先

京都市文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センター (電話:075-366-2250、FAX:075-366-2259)

京都市消費生活審議会 消費者苦情処理部会委員名簿

(任期:令和2年12月1日~令和4年11月30日)

	氏名	ふりがな	所属団体・役職名
会長	佐久間 毅	さくま たけし	同志社大学大学院司法研究科 教授
消費者苦情処理部会			
部会長	吉政 知広	よしまさ ともひろ	京都大学大学院法学研究科 教授
	高田 敏司	たかだ としじ	京都新聞社論説委員室 論説委員長
	中川 典子	なかがわ のりこ	市民委員
	中村 洋子	なかむら ようこ	一般社団法人京都市老人クラブ連合会 理事
	野々山宏	ののやま ひろし	京都弁護士会 弁護士
	渡邊 孝子	わたなべ たかこ	特定非営利活動法人コンシューマーズ京都 (京都消団連) 理事

(※ 会長、部会長以外は五十音順、敬称略 令和4年8月時点)